

時間外に救急外来を受診される患者さんで初診時紹介状をお持ちでない患者さんの自己負担金について

ご負担金額 18,700円(税込み)

初診時選定療養費 7,700円
時間外選定療養費 11,000円
上記には保険は適用されません。

京都大学医学部附属病院は、厚生労働省が定めた特定機能病院として他の医療機関より高度な医療、病態の診断等を必要とする患者さんを受け入れている医療機関です。

このように高度な医療等を必要とする多数の患者さんを受け入れることから、本院では原則、他の医療機関からの紹介状(診療情報提供書)等を持参していただくこととしています。

については、紹介状を持参していない患者さんには、**本院が定める初診時選定療養費7,700円(ご負担金額)**を支払っていただくこととしています。なお、この7,700円に保険は適用されません。

前回の受診から6ヶ月以上空けて来院された場合、初診扱いとなり、紹介状(診療情報提供書)等を持参されていない方は、初診料の他に上記金額(7,700円)をご負担していただくこととなります。
但し、医師の判断により、予約もしくは来院指示を受けて受診される場合、この限りではありません。

また、本院では、上記料金その他、緊急の必要性がなく時間外に受診された場合、**診療費とは別に、時間外選定療養費として11,000円のご負担が必要**となりますので、あらかじめご了承ください。

但し、以下の場合を除きます。

- ・重篤な症状にて救急車で搬送された場合
- ・紹介状をお持ちの場合
- ・交通事故や労災、公務災害で受傷された直後に受診された場合 など

令和4年10月
京都大学医学部附属病院